

新型コロナウイルスにまけるな！就労支援事業所等応援事業 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する就労支援事業所等の商品の宣伝取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象者)

第2条 ホームページ内に商品を掲載できるものは、次の者を対象とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により商品の販売に支障をきたしている茨城県内の社会福祉法人又は特定非営利活動法人が運営する就労支援事業所等
- (2) その他、本会会長（以下「会長」という。）が掲載することが妥当と判断したもの

(商品の掲載範囲)

第3条 ホームページに商品を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、本会会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(商品掲載の申込)

第4条 商品を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、商品掲載依頼申込書（様式第1号）以下「申込書」という。）に商品原稿を電子メールにより添付して提出するものとする。

2 商品原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

3 本会は、提出された商品原稿が第3条の規定に反すると判断した場合は、申請者に修正、又は削除を求めることができる。

4 商品が食料品等で消費期限または賞味期限等の明示が必要なものについては、申込内容について別途確認をするものとする。

(商品掲載の決定)

第5条 会長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、商品の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の審査結果に基づき商品掲載の可否を決定したときは、その結果について掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 商品掲載期間は、令和2年6月末日まで、もしくは商品掲載期間内で申請者が申し出るまでとする。
なお、この期間は、会長の判断により、延長することができる。

(商品掲載料の支払い)

第6条 無料とする。

(商品掲載申込者の責任等)

第7条 商品掲載の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(商品掲載の決定の取消し)

第8条 会長が、商品の掲載に支障があると認めたときは、商品掲載期間中であっても、商品掲載を中止することができる。

(免責事項)

第9条 本会は、申請者が商品掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第10条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議してこれを定める。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月11日から施行する。

様式第2号(第5条関係)

新型コロナウイルスにまけるな！就労支援事業所等応援事業
商品掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長

令和 年 月 日付けで申し込みのありました商品掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分

- ☐ 掲載する
- ☐ 掲載しない

(掲載しない理由)

2 商品掲載期間

令和2年 月 日から令和2年6月末日まで、もしくは商品掲載期間内で申請者からの申し出ある時まで